

老岐市自動通話録音装置貸与事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、悪質商法等の電話勧誘販売による消費者被害を未然に防止するため、市が市民に対して自動通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 装置の貸与を受けることができるものは、市内に住所を有する65歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 日中において、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯に属する当該高齢者（前1号に掲げる人を除く。）
- (3) その他、市長が必要と認める者

(貸与の申請及び決定)

第3条 装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は自動通話録音装置貸与申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、貸与の可否を決定するものとする。
- 3 市長は前項の規定により決定した事項について、自動通話録音装置貸与承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前2項の規定により貸与の承認を受けた者（以下「借受者」という。）について自動通話録音装置貸与台帳（様式第3号）を作成し、保管するものとする。

(装置の貸与)

第4条 市長は、借受者に対し次に掲げる物品を貸与する。

- (1) 装置本体
- (2) ACアダプタ
- (3) 電話機接続用モジュラーケーブル
- (4) 取扱説明書

- 2 貸与する物品は、一世帯につき1式とする。

(貸与の期間)

第5条 貸与の期間は、次条第2項の規定に基づき利用の可否を決定した日から起算して2年間とする。ただし、再貸与を妨げない。

(装置の管理)

第6条 借受者は、貸与された装置を善良な管理者としての注意義務をもって使用しなければな

らない。

- 2 借受者は、貸与された装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。
- 3 借受者は、貸与された装置が故障又は破損若しくは紛失したときは、自動通話録音装置故障・破損・紛失届（様式第4号）により、直ちに届け出なければならない。

（費用負担等）

第7条 借受者は、装置の利用に要する費用のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 電気料
 - (2) 通信料
 - (3) 第4条第1項第3号の電話機接続用モジュラーケーブルの長さを補填するために要する費用
- 2 借受者が、故意又は重大な過失により装置を損傷又は紛失した場合は、市長が特に認めた場合を除き、その原状を回復しなければならない。

（録音データの取扱い）

第8条 借受者が貸与された装置を利用したことにより本装置に保存された録音データ（以下「録音データ」という。）の所有権は、借受者に帰属する。

- 2 借受者は、市長が第1条の目的のために録音データの利用を求めたときは、録音データを提供することとし、市長による録音データの利用又は外部提供を認めるものとする。

（アンケートへの協力）

第9条 借受者は、市長より貸与された装置の設置効果等についてのアンケートに協力するものとする。

（変更の届出）

第10条 借受者は、申請書の内容に変更があったときは、速やかに自動通話録音装置貸与変更届（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

- 2 借受者は、装置を利用する必要がなくなった場合は、第5条の貸与期間にかかわらず、装置の貸与を中止することができる。この場合においては、自動通話録音装置貸与中止届（様式第6号）により、市長に届け出るものとする。

（利用の取消し及び装置の返還）

第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、装置の貸与を終了するものとし、自動通話録音装置貸与終了通知書（様式第7号）により借受者に通知するものとする。

- (1) 借受者が死亡したとき
 - (2) 借受者が第2条各号に定める対象者に該当しないと認められるとき
 - (3) 前条第2項の届出があったとき
 - (4) 借受者がこの要領に違反したとき
- 2 借受者（前項第1号に該当する借受者については、借受者の相続人等とする。）は、前項の通

知を受けたときは、速やかに貸与された装置を市長に返還するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるほか、この事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年10月 1日から施行する。

自動通話録音装置貸与申請書

年 月 日

老岐市長 あて

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

自動通話録音装置を貸与したいので、次のとおり申請します。

借受者	住所			
	ふりがな		電話番号	
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	世帯状況	<input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 日中において高齢者のみとなる世帯 <input type="checkbox"/> その他 ()		
世帯構成 (同居家族のうち、満18歳以上の者)	氏 名	続柄	年齢	備考
連絡先 (申請者の近況を確認できる者) ※単身者の場合に記入	氏名	続柄	連絡先	備考
	※3 親等内の親族 (別居の者、血縁関係がない者でも可。)			

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

壱岐市長

自動通話録音装置貸与承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請があった自動通話録音装置の利用について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 承認
- 2 不承認
理由

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

自動通話録音装置故障・破損・紛失届

壱岐市長 あて

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日に貸与を受けた自動通話録音装置について、故障・破損・紛失しましたので届け出ます。

記

1 借受者 氏 名
住 所

2 故障等の内容

年 月 日

自動通話録音装置貸与変更届

壱岐市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

申請内容について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

借 受 者	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

年 月 日

自動通話録音装置貸与中止届

老岐市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

自動通話録音装置の貸与を中止しますので届け出ます。

記

- 1 借受者 氏 名
住 所
- 2 貸与中止の理由

第 号
年 月 日

様

壱岐市長

自動通話録音装置貸与終了通知書

自動通話録音装置の貸与を終了するので、下記のとおり通知します。
なお、貸与を受けていた自動通話録音装置については、速やかに返還してください。

記

1 貸与終了の理由

2 貸与終了年月日 年 月 日